

神奈川県環境マネジメントシステム運営要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、神奈川県環境マネジメントシステム設置要綱（以下「設置要綱」という。）に定める神奈川県環境マネジメントシステムの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(環境方針の公表)

第2条 環境方針は、職員に周知するとともに、県民に公表する。

第2章 環境マネジメントシステムの運用

第1節 環境目標及び環境マネジメントプログラム

(全庁の環境目標及び環境マネジメントプログラムの設定等)

第3条 環境管理統括者は、環境方針に示された基本的方向を具体化するために、全庁に共通の環境目標及び環境マネジメントプログラム（以下「目標・プログラム」という。）を、政策会議で審議の上、設定又は改定し、局環境管理責任者に通知するものとする。ただし、軽易な事項については、政策会議の審議を省略することができる。

2 目標・プログラムの設定等の方法は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

3 目標は、可能な限り数値化するものとする。

(局等の目標・プログラムの設定等)

第4条 局環境管理責任者は、環境方針に示された基本的方向を具体化するために、前条第1項の通知を受けた後速やかに、所管する局等の目標・プログラムを設定又は改定し、環境マネジメントシステム事務局長に報告するとともに、所属環境管理責任者に通知するものとする。

2 局等の目標・プログラムの設定又は改定の方法は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(所属の目標・プログラムの設定等)

第5条 所属環境管理責任者は、環境方針に示された基本的方向を具体化するために、前条第1項の通知を受けた後速やかに、所属の目標・プログラムを設定又は改定し、

局環境管理責任者に報告するものとする。

- 2 所属の目標・プログラムの設定又は改定の方法は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(庁舎管理に係る目標・プログラムの設定等)

第6条 庁舎管理を行う所属環境管理責任者及び地域県政総合センターの局環境管理責任者（以下「庁舎管理者」という。）は、環境方針に示された基本的方向を具体化するために、第4条第1項の通知を受けた後速やかに、庁舎管理に係る目標・プログラムを設定又は改定し、局環境管理責任者に報告するものとする。

- 2 庁舎管理に係る目標・プログラムの設定又は改定の方法は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

第2節 運用管理

(全庁共通の運用管理手順)

第7条 環境管理統括者は、全庁に共通する環境マネジメントプログラム及び環境関連法令の順守において、必要と認められるものについて、具体的な行動に関する手順書を作成するなど、運用管理手順を明らかにするものとする。

- 2 環境管理統括者は、手順書の作成及び改定を行ったときは、局環境管理責任者に通知するものとする。

(局等及び所属の運用管理手順)

第8条 局環境管理責任者及び所属環境管理責任者は、所管する事務事業に係る環境マネジメントプログラム及び環境関連法令の順守において、必要と認められるものについて、具体的な行動に関する手順書を作成するなど、運用管理手順を明らかにするものとする。

- 2 局環境管理責任者及び所属環境管理責任者は、手順書の作成及び改定を行ったときは、関係する職員に周知するものとする。

第3節 環境関連法令の順守

(環境関連法令の順守)

第9条 所属環境管理責任者は、環境関連法令（県が順守すべき環境に関する法律・条例等で、特に重要かつ環境に与える影響が大きい法令等をいう。以下同じ。）を把握し、その順守状況について、定期的に点検を行う。

- 2 所属環境管理責任者は、環境関連法令の制定改廃に伴う変更内容の把握に努め、適

切な対応を行うものとする。

- 3 環境マネジメントシステム事務局長は、環境関連法令の制定改廃に係る情報の提供に努めるものとする。
- 4 環境関連法令の把握及び順守状況の点検の方法は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

(緊急事態への準備及び措置)

第10条 所属環境管理責任者は、環境関連法令の順守に関し、起こり得る緊急事態の可能性を把握するとともに、当該緊急事態による環境への影響を最小限にするための対応手順（以下「対応手順」という。）を明確にしておくものとする。

- 2 所属環境管理責任者は、対応手順について、緊急事態を想定した実行可能なテストを定期的実施し、記録しておくものとする。
- 3 所属環境管理責任者は、法令等の変更、機器の入替等の場合その他必要と認める場合には、対応手順を改定するものとする。
- 4 所属環境管理責任者は、緊急事態が発生したときは、対応手順が適切であったかどうかを確認し、必要に応じて対応手順を改定するものとする。

第4節 点検及び是正

(点 検)

第11条 環境マネジメントシステム事務局長は、全庁に共通する目標の達成の状況並びにプログラムの運用の状況について、定期的に点検し、環境管理統括者に報告するものとする。

- 2 局環境管理責任者、所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、次に掲げるものについて、定期的に点検する。
 - (1) 所管する局等又は所属の目標の達成の状況並びにプログラムの運用の状況
 - (2) 所管する庁舎における目標の達成の状況並びにプログラムの運用の状況
 - (3) 所管する局等又は所属の環境関連法令の順守の状況
- 3 所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、前項の点検の結果について、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、局環境管理責任者に報告する。
- 4 局環境管理責任者は、第2項の点検の結果について、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、環境マネジメントシステム事務局長に報告する。
- 5 環境管理統括者は、局環境管理責任者に対し、随時に、点検の実施及びその結果の報告を求めることができる。
- 6 点検の方法は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

(是 正)

第12条 環境管理統括者、局環境管理責任者、所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、前条に定める点検の結果、目標の未達成等が生じた場合（潜在する場合を含む。）には、その状況及び原因を調査し、必要な是正措置（予防措置を含む。以下同じ。）を講じるものとする。

2 所属環境管理責任者及び庁舎管理者は、前項に定める是正措置を実施した場合は、当該措置の内容を、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、局環境管理責任者に報告する。

3 局環境管理責任者は、第1項に定める是正措置を実施した場合は、当該措置の内容を、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める日までに、環境マネジメントシステム事務局長に報告する。

4 是正の方法は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

第3章 内部監査

(内部監査の実施)

第13条 システムが適切に実施され、維持されているかどうかを確認するため、内部監査を定期的実施する。

2 内部監査の対象年度は、原則として監査を実施する日の属する年度及び前年度とする。

3 内部監査の実施方法等は、環境マネジメントシステム事務局長が「内部監査実施要領」で定める。

(表彰)

第14条 知事は、環境配慮及び環境保全等に特に貢献すると認められる取組みを行った組織を表彰することができる。

2 表彰の実施に関して必要な事項は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

第4章 システムの見直し

(システムの見直し)

第15条 環境管理統括者は、必要に応じて、システムの見直しに必要な次の情報を知事に報告するものとする。

- (1) 目標の達成状況
- (2) 是正措置の結果

- (3) 環境関連法令の順守状況
- (4) 環境関連法令の変更及び環境関連情報並びに社会的動向の変更
- (5) 内部監査の実施結果
- (6) その他システムを見直すために必要な情報

第5章 職員研修

(研修)

第16条 システムに関する理解及び自覚を深めることを目的として、職員を対象に研修を実施する。

2 研修の種類及び実施方法等は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

第6章 情報の管理

(連絡調整)

第17条 環境管理統括者は、全庁のシステムが円滑に運用されるよう、総務室長会議（昭和57年6月1日施行「神奈川県総務室長会議の設置及び運営に関する要綱」による）を活用して、局等間の連絡調整に努めるものとする。

(公表等)

第18条 環境マネジメントシステム事務局長は、環境方針、目標・プログラム、設置要綱及びこの要綱等を、ホームページ等で公表する。

第7章 雑則

(委任)

第19条 システムの運営その他この要綱の実施に関し必要な事項は、環境マネジメントシステム事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 8 月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 3 月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 3 月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3 月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。